

練馬区税務事務業務委託事業者選定プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「税務事務業務委託」(以下「本委託」という。)についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、技術力、実績、企画力等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

2-1 本委託

(1) 件名

税務事務業務委託

(2) 履行期間

ア 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで（以下「令和7年度分」という。）

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（以下「令和8年度分」という。）

ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、アの履行開始から最高で3年まで（イの履行期間終了後、更新2回）随意契約を行うことがある。その場合の契約期間は、上記に関わらず、会計年度ごとに行う。

(3) 履行場所

練馬区豊玉北6丁目12番1号

練馬区役所本庁舎4階税務課および練馬区役所内の区が指定する場所

(4) 業務内容

ア 令和7年度分 仕様書（令和7年度分）（別紙1）のとおり

イ 令和8年度分 仕様書（令和8年度分）（別紙2）のとおり

(5) 概算経費

ア 令和7年度分 39,446,000円（税込）

イ 令和8年度分 103,304,000円（税込）

※ アについては予算額。

※ 概算経費（予算額）を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 令和8年度分については、令和8年第一回練馬区議会定例会において、令和8年度予算が成立したときに効力を生じるものである。予算編成前の公募のため、実際の予定価格が変更になることがある。

2-2 準備委託

本件の委託について、業務従事者に対する研修等、当該委託に必要な準備を行うことを目的とし、以下のとおり準備委託を行うものとする。

- (1) 件名
税務事務業務準備委託
- (2) 履行期間
令和7年11月1日から令和7年12月26日まで
- (3) 履行場所
練馬区豊玉北6丁目12番1号
練馬区役所本庁舎4階税務課および練馬区役所内の区が指定する場所
- (4) 業務内容
税務事務業務準備委託仕様書（別紙3）のとおり
- (5) 概算経費
7,700,000円（税込）
- ※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
- ※ 準備委託は、窓口および受電対応があるため「別紙2仕様書（令和8年度分）」の「4委託内容」(2)および(3)に係る業務を対象としている。準備委託の対象とはしていないが、当該仕様書の「4委託内容」(1)の業務についても、本委託の履行開始にあたり支障がないよう必要な準備を行うこと。
- ※ 練馬区における「特別区民税・都民税証明書交付および軽自動車税課税事務等委託」の現受託者が選定された場合は、当該準備委託は実施しない。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

- つぎの条件をすべて満たすこと。
- (1) 法人格を有していること。
- (2) 参加申込時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 「別紙2仕様書（令和8年度分）」の「4委託内容」の(1)ア～(3)オのいずれかの業務またはそれに類似する業務について、自治体における受託実績があること。
- ※ 令和4年度以降の実績に限る。
- (4) 参加申込時、プライバシーマークの付与を受けているまたはISM認証を取得していること。

3-2 欠格条項

- つぎのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書類の提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人税、法人事業税（特別法人事業税を含む）、消費税および地方消費税を滞納している者。

- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和7年7月1日（火）
質問受付期間	令和7年7月1日（火）～令和7年7月11日（金）
質問回答日	令和7年7月18日（金）
参加申込書等の提出期間	令和7年7月1日（火）～令和7年7月25日（金）
提案書等の提出期間	令和7年7月1日（火）～令和7年8月8日（金）
一次審査	令和7年8月21日（木）
一次審査結果通知	令和7年8月25日（月）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年9月9日（火）～令和7年9月1日（月）
二次審査結果通知	令和7年9月下旬

4-2 質問・回答

募集に関する質問は、質問票（様式1）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1) 質問受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月11日（金）午後5時まで

※ 質問受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

電子メールにて質問票を添付し、下記担当部署へ送付すること。

※ メール件名は【税務事務業務委託 プロポーザル質問】にすること。

※ 添付する質問票のファイル名は、冒頭に事業者名を入れること。

(3) 担当部署

練馬区区民部税務課

メールアドレス ZEIMUKA08@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法

令和7年7月18日（金）に、質問者名を伏せた上で、質問と回答を区ホームページにて公示する。

4-3 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下のとおり参加申込書（様式2）等を提出すること。

(1) 提出書類および部数

提出書類一覧（別紙4）のとおり

(2) 提出方法

提出場所に持参すること（郵送、電子メール、FAXによる提出は不可とする。）

(3) 提出場所

練馬区役所本庁舎4階 区民部税務課区税調整係

(4) 提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月25日（金）まで

※ 提出は、土曜日、日曜日、祝休日を除く午前9時から午後5時までとする。

※ 提出期間後の提出および差替えは認めない。

※ 参加申込書提出後に辞退する場合は、令和7年8月8日（金）午後5時までに参加辞退届（様式3）を上記提出場所へ上記の方法により提出すること。

4－4 提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類および部数

提出書類一覧（別紙4）のとおり

(2) 提出方法

提出場所に持参すること（郵送、電子メール、FAXによる提出は不可とする。）

(3) 提出場所

練馬区役所本庁舎4階 区民部税務課区税調整係

(4) 提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月8日（金）まで

※ 提出は、土曜日、日曜日、祝休日を除く午前9時から午後5時までとする。

※ 提出期間後の提出および差替えは認めない。また、提出期間内に提出がなかった事業者は辞退したものとみなす。

4－5 一次審査

参加資格を満たす事業者について、令和7年8月21日（木）に選定委員会が選定基準（別紙5）に基づき提出書類の審査を行う。評価の高い上位3者程度を一次審査通過とする。

審査結果については、令和7年8月25日（月）発送予定の書面により通知する。

4－6 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査を通過した事業者について、**令和7年9月1日（月）**に提案内容についてのプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定委員会が選定基準（別紙5）に基づき審査を行う。

一次審査の評価と総合し、練馬区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、最も評価の高い事業者を受託候補者とする。

プレゼンテーション・ヒアリングは1者あたり50分程度（プレゼンテーション30分、ヒアリング20分）を予定している。出席人数は5名までとし、本業務に係る統括責任者（予定者）または業務責任者（予定者）のうち、1名は必ず出席すること。

なお、二次審査の詳細については、一次審査通過者へ一次審査結果の通知と合わせて案内する。

審査結果については、令和7年9月下旬に書面により通知する。

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または提出書類や提案内容に虚偽があることが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙6）に基づき取扱うものとする。

7 その他

- (1) 提出書類の作成および提出等、提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提出書類の提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本委託の2-1(2)イの履行期間にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 担当

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎4階

練馬区区民部税務課区税調整係 橋本、畑

電話 03-5984-1652（直通）